令和4年第1回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和4年1月21日(金) 午後2時 ところ 市役所新館3階301、302会議室

- 1 開会宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長諸報告
 - (1) 適正規模・適正配置協議会の審議状況について
 - (2) 小・中学校、幼稚園・保育所・こども園の卒業式・修了式の日程について
 - (3) 新型コロナウイルス感染症への対応状況について
 - (4) 不登校・いじめについて
- 4 議事

報告第1号 令和4年度たつの市立小中学校の特別支援学級使用教科用図書の 採択について

報告第2号 たつの市龍野伝統的建造物群保存地区保存活用計画の変更について

- 5 自由討議
- 7 閉会宣言

令和4年第1回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和4年1月21日(金) 午後2時

ところ 市役所新館3階301、302会議室

教育長

ただ今から、令和4年第1回たつの市教育委員会定例会を開会します。

それでは次に、会議録署名委員の指名を行います。●●委員を指名します。よろしくお願いします。

それでは、会議の公開又は非公開の決定を行います。

教育長諸報告の(1)適正規模・適正配置協議会の審議状況について及び(5)不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号の規定により、非公開にすることが適切であると思われます。 賛成の方は挙手願います。

< 挙 手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは教育長諸報告に入ります。

「(2)小・中学校、幼稚園・保育所・こども園の卒業式、修了式の 日程について」、事務局から順番に報告願います。

事務局

それでは、小学校、中学校の今年度の卒業式の日程について報告いたします。中学校は3月9日水曜日、小学校は3月23日水曜日に実施します。教育委員の皆様におかれましては、小中学校ともそれぞれ出席していただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

委員

卒業式の感染症対策として、教育委員会の関係者は出席しますが、 来賓関係の出席は控えるなど、規模を縮小して実施されるのですか。

事務局

今のところ、そのように考えています。

事務局

市議会へは、既にその旨を伝えております。自治会関係につきましても、これからお伝えすることとしています。

委員

分かりました。

教育長

続いて、幼稚園、保育所、こども園の修了式の日程について報告願います。

事務局

幼稚園につきましては3月16日水曜日、保育所及びこども園につきましては3月19日土曜日に、それぞれ修了式を予定しておりま

す。教育委員の皆様の御出席をお願いいたします。なお、神岡幼稚園 と香島幼稚園については、修了式の後、閉園式を行う予定としており ます。

教育長

教育委員の皆様、それぞれ御出席をお願いいたします。

それでは、次に、「(3)新型コロナウイルス感染症への対応状況について」、まずは、教育管理部から報告願います。

事務局

新規感染者数が急増している状況により、1月17日付けで兵庫県教育委員会から教育活動を制限する通知がありました。これを受けまして、市教育委員会としても、各小中学校に1月18日から1月31日までの行動制限の通知をしておりますので、この内容について説明申し上げます。

まずは、校外から大人数を呼び込むような授業参観等の学校行事は、延期若しくは中止を検討することとしております。ただし、進路指導や入学説明会等に関わる学校行事については実施することとし、その際は、感染防止対策を徹底するよう指示しています。なお、県外での活動は原則行わないこととしております。

また、出席停止の措置についても検討することとしています。

学校内の活動については、マスクを外す活動については行わないこととしています。

次に、部活動の制限ですが、公式試合において、県外での活動は行わないことと、練習試合や合同練習、合宿等については、県内外を問わず行わないこととしています。学校関係者以外である保護者、OB等の協力については自粛するよう伝えています。

今後、まん延防止等重点措置の適用要請により行動制限が変わるようであれば、それに合わせて見直しをしていきたいと思います。

それと併せまして、学校園の教職員の3回目のワクチン接種について、本来、2回目の接種から8か月を経過しないと3回目の接種ができませんが、2か月前倒しで2月から接種できるように現在検討しているところです。並行して、2回目と同様に、教職員、学校の調理員等を対象に、現在、接種の希望調査をしています。

教育長

前回までのワクチン接種は、市内に勤務されている方のうち、市外 在住の方でも、市内の会場で接種ができていましたが、今回の対象者 は、市内在住の方のみとしています。ワクチンに限りがあるとのこと です。

委員

例えば、市外である姫路市から通われている先生は、たつの市と同様に2か月前倒しで、姫路市の接種会場で接種できるのですか。

事務局

それぞれの市町での取組によります。たつの市から接種券を対象者に配布しますので、その接種券がないと予約ができません。それぞれの自治体から接種券が早く届けば、接種できるようになります。

委員

私自身、先日、3回目のワクチン接種を姫路市の会場でしてきたの

ですが、姫路市の方はほとんどおられず、姫路市以外の方ばかりでした。各市町で接種時期が異なってくると、同じ勤務地であるにも関わらず、住むところが違うと、接種が済んでいる方とまだ接種ができない方が混在するようになります。その点が気になります。

教育長

そのような状況になることは仕方がないと思います。今回はワクチンに限りがあり、市外の方を対象とすることが難しいという状況のようです。県やそれぞれの市町のルールに従って接種することになると思われます。

委員

分かりました。

委員

今年度の入試のことについてお伺いします。コロナに感染した場合、一般入試は追試ができると聞きましたが、推薦入試については救済措置がないように聞きました。いろいろな情報が飛び交い、不確定な部分があります。先生方には、入試に向けて、受験生が不安にならないよう、正しい情報を知っていただくことが必要だと思います。

教育長

入試に関して、現在、何か通知は来ていますか。

事務局

1回目の通知は来ています。また、今日も入試の対応についての通知が来ておりますので、対応内容について確認をしておきます。

委員

推薦入試には救済措置がないということですので、無理をして受けることがないよう何等かの対応を検討していただきたいと思います。

教育長

受験に向けて、まずは、それぞれ体調管理に努めるということが大 前提です。

委員

受験が近くなると、感染が怖くて学校に行きたくないという子もいると思われますが、その場合は、自己都合の休みということになるのですか。

事務局

はい、そうです。

委員

共通テストで事案としてあったのが、日曜日に医師の診断書がなければ、追試験対象にならないということでした。日曜日は救急しか開いていないので、医師によっては、診断書は書けないと言われることもあり、大変だったと聞きました。

事務局

現在のところは、そういうことは市内では聞いておりません。今後 気に留めるようにしておきます。

教育長

昨年度は、まだ感染者数が少ない時期であったことから、幸いに、 たつの市の生徒で予備日に受験した子はいませんでした。

予備日で受験する条件に診断書が必要ということについて、今回も

通知があると思いますが、その方が困っているようであれば、たつの市としても医師会と調整しながら対応していく必要があると思います。

それでは、次に教育事業部から報告願います。

事務局

教育事業部の事業、イベントについては、県内、龍野保健所管内において感染者が拡大していることから、不特定多数の人数が集まるイベントは自粛しようという話が出ているところです。現在、各イベントについて内容を確認しながら開催の可否についての判断をしているところです。また、スポーツ教室や公民館の教室においては、マスクを外さないとできないイベントについては、マスクをするか、開催を止めるかのどちらかを判断しているところです。

教育長

体育館や公民館等の施設においては、まだ時間短縮はしていませんね。

事務局

はい、していません。

教育長

ほかに御質問等はございませんか。

ないようですので、これで教育長諸報告を終わります。

次に、議事に入ります。報告第1号「令和4年度たつの市立小中学校の特別支援学級使用教科用図書の採択について」、事務局説明願います。

事務局

令和4年度たつの市立小中学校の特別支援学級使用教科用図書の 採択について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部 を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代 理したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

これは、8月の定例会の議案として挙げ、承認をいただいていたものです。しかし、その内4冊については、在庫がなかったり、廃版になっていたことから、今回、その4冊に対応できる別の教科書を改めて採択することになったものです。既に手続を進めているところでございます。以上です。

教育長

何かご質問等はございませんか。

御発言がありませんので、採決に入ります。報告第1号は、原案の とおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

御異議なしと認めます。よって、報告第1号は、原案のとおり承認 いたしました。

次に、報告第2号「たつの市龍野伝統的建造物群保存地区保存活用 計画の変更について」、事務局報告願います。 事務局

たつの市龍野伝統的建造物群保存地区保存活用計画の変更について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したので、これを報告し承認を求めるものでございます。

これにつきましては、前回の定例会において当該保存計画の変更の 承認をいただいていたものでございますが、その13件のうち1件に つきまして、急遽、所有者から変更申請を取り下げたい旨の申出があ ったものです。特定化に向けて協議を行ったものの、所有者が固辞し たため、本市伝統的建造物群保存地区保存審議会において、当該物件 を保存計画から削除することに対し、書面決裁にて「可」の回答があ りましたので、当該計画から1件削除し、変更したものでございます。

なお、取り下げの理由は、当該物件には所有者ではなく賃借人が居住しており、特定化について賃借人の合意が得られていなかったため、今回、取り下げされたものでございます。以上です。

教育長

保存計画に挙げていれば、物件を修繕等する場合には補助金が活用できるものですが、特に所有者や賃借人の方が不利益になることはないですか。

事務局

はい、ありません。今回は稀なケースであると思います。

教育長

以上のことについて、御質問等はございませんか。

御発言がありませんので、採決に入ります。報告第2号は、原案の とおり承認することに御異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

御異議なしと認めます。よって、報告第2号は、原案のとおり承認いたします。

以上で、公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。

< 非公開案件の審議 >

教育長

それでは、次に自由討議に入ります。何か討議事項をお持ちの方は いらっしゃいませんか。

ないようですので、次に、次回以降の教育委員会定例会の開催予定 日について、事務局から説明願います。

< 次回、次々回の日程調整 >

以上で令和4年第1回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後3時00分終了

出席者

教委委委教教教学幼す社歴人ス育員員員育育育育校児こ会史権の正会史権の正会史教文的育化育理業境育育が教や教文を教の長長備長長食長課選票といる。

社会教育課主幹

教育総務課主幹

横山 一郎 喜多 敦子 菅野 夏子 七條 祐正 松尾 壯典 冨井 俊則 山根 洋二 正田 晴彦 田渕 明久 吉田 政弘 杉本 典彦 神尾 俊輝 新宮 義哲 津島 威彦 倉元 竜也 喜多村 玲 八木 祥子